令和7年度 省エネ対策用機器等導入に関する補助事業実施要領 (エコドライブ管理システム(EMS)機器・ドライブレコーダー(DR)機器)

東ト協業交発第34号 令和7年5月15日 一般社団法人東京都トラック協会

1. 定 義

省エネ対策用機器とは、運行データ分析装置のエコドライブ管理システム(EMS)機器(以下「EMS」という。)、ドライブレコーダー(DR)機器(以下「DR」という。)、アイドリングストップ支援機器並びに環境タイヤ(リトレッドタイヤ)をいい、省エネ・地球温暖化防止対策のため、CO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、エコドライブの実施、アイドリングストップの励行など排出抑制・再利用・省資源化を支援するもの。

2. 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱」のとおり。

3. 予 算

400万円

4. 補助対象機器

東ト協会員事業者が使用する使用の本拠の位置が「東京都内」の事業用貨物自動車に初めて導入(装着)する以下に掲げる別表「対象機器一覧」に定める機器。

- (1) EMS機器
- (2) DR機器

※車両1台につき、同一車両に複数の機器を導入(装着)した場合であっても、補助対象となるのは、EMS・DRのいずれかの機器1台分のみ。

5. 補助予定台数

EMS機器、DR機器 (標準型・運行管理連携型) 400台 (予定) ※1事業者につき、EMS機器とDR機器を合わせて15台まで (補助数制限)

6. 補助金額

10,000円(定額)

7. 申請受付期間

令和7年6月2日から令和8年2月27日まで(必着) ※但し、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

8. 提出書類

- ①「令和7年度EMS・DR機器導入補助金交付申請書(兼請求書)」(様式1)
- ②「EMS·DR機器 車両別請求内訳」 (別紙)
- ③自動車検査証記録事項証明書(写)

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力(印刷)のうえ、添付(提出)すること。

〈添付書類〉

- (1) 購入時添付書類
 - ④請求書(写) (機器名・型式・単価が明記されているもの)
 - ⑤領収書(写)

※領収書の代わりに、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であること が確認できる、インターネットバンキング決済完了画面などの写しでも可。

- (2) リース時添付書類
 - ⑥リース契約書(写)(登録番号が明記されているもの)
 - ⑦見積書(写) (機器名・型式・単価が明記されているもの)
 - ⑧事業者への受領を確認できるもの ※借受証(写)、引渡書(写)、またはそれに相当する書類の写し

9. 申請(請求)対象者

(1) 補助対象要件

以下の①~⑦の要件を全て満たす場合に限り、本補助事業の助成対象とする。

- ①別表「対象機器一覧」の掲載機器であること。
- ②機器の導入方法が購入またはリース(割賦、レンタル、中古は対象外)であること。
- ③令和7年4月1日~令和8年2月27日の期間内に導入(装着)し、支払いが完了していること。
- ④装着車両は、会員事業者が使用する「東京都内」が使用の本拠の会費対象の事業用貨物 自動車であり、会費の未納が無いこと。
- ⑤過去に導入した種別(EMSまたはDR)の機器での補助を受けてない車両であること。
 - ※EMS機器を過去に申請した車両でDR機器を申請する場合、若しくはその逆での申請の場合は可能。
- ⑥今年度本補助事業に申請していない車両であること。
- ⑦補助を受けた後、一定期間内に廃車の予定が無いこと。

(2) 記録映像等の提供

DR機器の補助を受けた事業者は、トラック協会の求めがあった場合、原則として導入 (装着)した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力すること。

10. その他

- (1) 国及び地方自治体の補助があるときは、その額に応じて本補助金額を減額することがある。
- (2) 本補助金受領後、退会若しくは、一定期間の間に省エネ対策用機器または導入(装着)し

た車両を処分(転売等)する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。

(3) 本補助制度において、要綱で定める事項に違反若しくは、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、東京都トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付または交付決定を行わないものとする。

11. 適用期日

本要領は、令和7年度事業に適用する。